

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 1 被相続人の最後の住所地により、照会いただく裁判所が異なりますのでご注意ください。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。
また、照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のBの方を対象としておりますので、ご注意ください。）。
A 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません）
B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）
- 2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については、以下の※を参照）。照会の申請にあたっては、照会申請書及び被相続人等目録をご提出ください。
なお、調査については、被相続人等目録に記載いただいた氏名に基づいて行いますので、予めご了承の上、正確に記載してください。
- 3 照会の際、添付書類として以下の書類が原則として必要になります。ただし、例外的にその他の書面のご提出をお願いすることもありますのでご了承下さい。
なお、添付書類のうち(1)～(3)の「被相続人の戸籍の附票」等の原本については、原本還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方をご提出ください。
 - (1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）
被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するための書類です。なお、同書類がすでに廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が、別紙お問い合わせ先一覧表記載の裁判所に対応する最後の住所地であった旨の調査報告書（上申書）とそれを明らかにする資料をご提出ください。
 - (2) 照会者の資格を証明する資料
個人の場合・・・照会者の住民票
法人の場合・・・商業登記簿謄本または資格証明書
＊いずれの書類も発行から3か月以内のものをご提出ください。
 - (3) 利害関係の存在を証明する書面（コピー）
被相続人との利害関係を明らかにする資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他債権の存在を証する書面などを提出いただくことになります。
なお、被相続人の住所地につき同書面上の住所地と上記(1)の住民票上の住所地とが異なっている場合は、「被相続人の戸籍の附票」等を別途ご提出いただき、住所が変更になっている事実を明らかにしていただく場合があります。
 - (4) 相続関係図
被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので、作成してください。
 - (5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）
本照会申請において代理人になれるのは弁護士ですが、照会者が法人の場合には、申請会社の社員を代理人とすることができます。ただし、この場合には社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を別途ご提出いただくことになります。
 - (6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）
- 4 調査期間は以下のとおりです。
 - (1) 被相続人の死亡日が平成12年以降の場合、照会のあった期間について申述の有無を調査します。
 - (2) 被相続人の死亡日が平成11年以前の場合、第1順位の相続人については、被相続人の死亡した日から、後順位の相続人については先順位の相続人の放棄の受理がされた日から、それぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません。※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合がありますので、担当までお問い合わせください。
なお、同証明書の申請には、相続人一人につき150円の収入印紙が必要となります（限定承認の場合は、相続人の人数にかかわらず一律150円です。）。

(別紙)

お問い合わせ先一覧表

被相続人の最後の住所地	お問い合わせ先裁判所
前橋市, 渋川市, 伊勢崎市, 北群馬郡, 佐波郡, 吾妻郡	前橋家庭裁判所 〒371-8531 前橋市大手町3-1-34 電話 027-231-4275
高崎市, 安中市, 藤岡市, 富岡市, 多野郡, 甘楽郡	前橋家庭裁判所高崎支部 〒370-8531 高崎市高松町26-2 電話 027-322-3541
太田市, 館林市, 邑楽郡	前橋家庭裁判所太田支部 〒373-8531 太田市浜町17-5 電話 0276-45-7751
桐生市, みどり市	前橋家庭裁判所桐生支部 〒376-8531 桐生市相生町2-371-5 電話 0277-53-2391
沼田市, 利根郡	前橋家庭裁判所沼田支部 〒378-8531 沼田市材木町甲150 電話 0278-22-2709